

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 1月26日

【会社名】 株式会社日本ハウスホールディングス

【英訳名】 NIHON HOUSE HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 成 田 和 幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区飯田橋四丁目 3 番 8

【電話番号】 (03)5215-9907

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理統轄本部長 高 橋 康 一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋四丁目 3 番 8

【電話番号】 (03)5215-9907

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理統轄本部長 高 橋 康 一

【縦覧に供する場所】 株式会社日本ハウスホールディングス 横浜支店  
(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番地 8 )  
株式会社日本ハウスホールディングス 埼玉支店  
(埼玉県さいたま市緑区美園二丁目11番地 3 )  
株式会社日本ハウスホールディングス 名古屋支店  
(愛知県名古屋市中区千代田五丁目11番35号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、2024年1月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年1月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額199,992,035円

効力発生日

2024年1月26日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとしておりますが、業務繁忙期の8月から10月と次年度の事業計画策定時期の重複を避けるとともに、適時な業績管理により事業運営の効率化を図るため、決算期を毎年10月31日から毎年4月30日へ変更する。

また、会社の機関の一つである会計監査人に関する事項を明確にするため、会計監査人の条項を新設する。

なお、決算期変更の経過期間となる第56期は、2023年11月1日から2024年4月30日までの6か月間とする。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、成田和幸、柴谷晃、恵島克芳、及び高橋康一、の4氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、近藤誠一郎、及び千谷英造の2氏を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2023年11月1日をもって代表取締役を退任された真田和典氏並びに、本総会の終結の時をもって取締役を退任される河瀬弘一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規に基づき相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等については、取締役会の協議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	245,170	3,699	-	(注)1	可決 (98.37)
第2号議案 定款一部変更の件	221,437	27,432	-	(注)2	可決 (88.85)
第3号議案 取締役4名選任の件					
成田 和幸	204,714	44,139	-		可決 (82.14)
柴谷 晃	203,220	45,633	-	(注)3	可決 (81.54)
恵島 克芳	225,312	23,541	-		可決 (90.41)
高橋 康一	231,784	17,069	-		可決 (93.01)
第4号議案 監査役2名選任の件					
近藤誠一郎	244,659	4,210	-	(注)3	可決 (98.17)
千谷 英造	244,695	4,174	-		可決 (98.18)
第5号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈の件	206,652	42,217	-	(注)1	可決 (82.92)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。